

表8 本質的価値を構成する諸要素ごとの考え方総括表（1）

本質的価値を構成する諸要素		地区区分上の位置/保存管理の考え方						
		特別規制A地区	特別規制B地区	第1種規制地区	第2種規制地区	第3種規制地区		
地形地質	北半部の峡谷	基盤となる花崗岩	基盤となる花崗岩については、方状節理など花崗岩の種類による特性やその色彩が際立つように管理する。このため木竹の除伐・剪定等を行い、峡谷内の植物を管理する。伐採木等は指定地外に搬出し、適切な処置をする。自然遷移による変容については、その本質的価値の保存に配慮して弾力的に対応する。			—	—	
		命名された奇岩・断崖	この地区には、天龍峡十勝の奇岩のうち、仙牀壁・龍角峯・芙蓉峯・燗燗潭・歸鷹崖の5つが存在する。別に示す主要な視点場から見たとき、これらの主要な岩や崖が露出し、峡谷の峻険さが際立つように管理する。このため奇岩・断崖を遮蔽する木竹等の除伐・剪定等を行い、周辺の植物を適切に管理する。伐採木等は指定地外に搬出し、適切な処置をする。奇岩や崖の自然遷移による変容については、その本質的価値の保存に配慮しながら弾力的に対応する。	この地区には、天龍峡十勝の奇岩のうち、垂竿磯・烏帽石の2つが存在する。別に示す主要な視点場から見たとき、これらの主要な岩や崖が露出し、峡谷の峻険さが際立つように管理する。このため奇岩・断崖を遮蔽する木竹等の除伐・剪定等を行い、周辺の植物を適切に管理する。伐採木等は指定地外に搬出し、適切な処置をする。奇岩や崖の自然遷移による変容については、その本質的価値の保存に配慮しながら弾力的に対応する。	この地区には、天龍峡十勝の奇岩のうち、浴鶴巖・樵庵洞の2つが存在する。別に示す主要な視点場から見たとき、これらの主要な岩や崖が露出し、峡谷の峻険さが際立つように管理する。このため奇岩・断崖を遮蔽する木竹等の除伐・剪定等を行い、周辺の植物を適切に管理する。伐採木等は指定地外に搬出し、適切な処置をする。崩落が発生しやすい箇所は、現状調査を行った上で崩落防止工事等を行い、周辺の景観に調和した修景を行う。奇岩や崖の自然遷移による変容については、その本質的価値の保存に考慮して弾力的に対応する。	—	—	
		甌穴（ポットホール）	姑射橋下及び仙牀壁に所在する甌穴については、現状維持に努めるとともに、サイン計画において位置付け、公開活用する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—	樵庵洞付近に所在する「博打穴」の甌穴については、現状の維持に努めるとともに、サイン計画において位置付け、公開活用する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	この地区に所在する甌穴は、「疣神様」として現在も地域の信仰と結びついている。現に行われている宗教行為とも適切に調整を図りつつ、現状の維持に努めるとともに、サイン計画において位置付け、公開活用する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和や対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—	—
	南半部の峡谷	基盤となる花崗岩	—	基盤となる花崗岩については、川辺の他に露出する部分が少なく、間近に観察することが困難であるため、対岸から眺望できるようにした上で、その特質や地形の成因等の地質的解説をサイン計画で位置付け、公開活用することが望ましい。	基盤となる花崗岩については、接近不能な個所の他に露出する部分が少なく、間近に観察することが困難であるため、他所においてその特質や地形の成因等の地質的解説をサイン計画等に位置付け公開活用する。	—	—	
		川岸や河川中の岩隄	—	南半部の右岸側や河川中の奇岩については、現状維持とするが、接近困難な個所に所在するため、対岸に視点場を設け眺望できるようにすることが望ましい。自然遷移による岩隄等の変容については、その本質的価値の保存に配慮しながら弾力的に対応する。	—	—	—	
	峡谷内の水質・水量		名勝天龍峡の風致景観にとって適切な水質・水量が保たれるように関連機関との連携に努める。具体的には、平水時に芙蓉峯の岩彫り文字が露出する水量であることが望ましい。このため、将来にわたって天龍川の水質・水量についてデータを蓄積し、客観的な変化を捉え、水質・水量の変化に対する方策を検討する。			—	—	
	自然的要素	北半部の森林		—	—	北半部の森林については、視点場からの眺望や主要な岩・崖を遮蔽する樹木の伐採・剪定・下草刈り等の管理に留め、原則として自然の遷移による森林の更新に委ねる。枯損木・倒木は、遊歩道の安全管理や景観に考慮し、指定地外へ搬出して適切な処置を行う。	—	
		南半部の森林		—	—	南半部の森林については、原則として自然の遷移による森林の更新に委ねるが、古道沿いの森林については古道の活用に即した樹木の伐採・剪定・下草刈り等の適切な管理を行う。古道沿いの枯損木・倒木は安全管理や景観に配慮し、指定地外へ搬出して適切な措置を行うが、その他の個所の枯損木・倒木は、林床を保護するとともに自然肥料とするため、伐採しても搬出せずそのまま現地に置くものとする。	—	
		アカマツ林		—	—	お藤山のアカマツ林については、別に示す主要な視点場から樹高の高いアカマツの疎林の景観が際立つように管理する。このための周囲の景観支障木（タケ含む）の除伐・剪定等の適切な管理を行い、枯損した場合は更新に努める。更新にあたっては郷土種を基本とするが、病害虫に強いアカマツも検討する。マツノザイセンチュウによる松枯れについては、拡大を防ぐため薬剤の樹幹注入等の防止策を実施する。松枯れによって枯死したアカマツは伐採し、指定地外へ搬出して適切な処置を行う。また現在放置されている処理木も撤去する。	第一公園・第二公園・今村公園のアカマツ林については、別に示す主要な視点場から樹高の高いアカマツの疎林の景観が際立つようにすると共に、第一公園・第二公園についてはアカマツ林内の散策のための管理も行う。このための周囲の景観支障木（タケ含む）の除伐・剪定やアカマツ林内の下草刈り等を適切に行い、枯損した場合は更新に努める。更新にあたっては郷土種を基本とするが、病害虫に強いアカマツも検討する。マツノザイセンチュウによる松枯れについては、拡大を防ぐため薬剤の樹幹注入等の防止策を実施する。松枯れによって枯死したアカマツは伐採し、指定地外へ搬出して適切な処置を行う。また現在放置されている処理木も撤去する。	—
		古木・巨樹		—	—	地区内に所在するつつじ橋右岸のカラマツ、お藤山南側のコナラ、龍峯亭南東側のハリギリ、姑射橋左岸のヒイラギモクセイ等の古木・巨樹については、必要に応じて整枝等を行い適切に管理すると共に、サイン計画等で位置付け公開活用する。枯損した場合は同一種又は周辺の植生と調和する郷土種により更新する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	地区内に所在する指定地上流右岸のシダレザクラ・エドヒガン・ウラジロモミ、姑射橋南側のモミ、第一公園内のエドヒガン・シダレザクラ・ドウダンツツジ・クヌギ・アベマキ、第三公園北側を中心に分布するヤマザクラ、今村公園のユリノキ等の古木・巨樹については、必要に応じて整枝等を行い適切に管理すると共に、サイン計画等で位置付け公開活用する。枯損した場合は同一種又は周辺の植生と調和する郷土種により更新する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—
岩場の植物		サツキ・ミツバツツジ・ヤマユリ等の峡谷内の岩場に自生する植物については、その保護に配慮し、必要に応じて適切な補植及び補植のための育苗を検討する。			—	—		
希少植物		南半部の東岸のカワラハンノキ（長野県絶滅危惧Ⅱ類）はその保護に配慮する。			—	ミヤマウスラ等の希少植物については、その保護に配慮すると共に種に適した森林環境の維持に努める。		
動物		希少動物のスナヤツメ（環境省絶滅危惧Ⅱ類・長野県絶滅危惧Ⅱ類）・アカザ（環境省絶滅危惧Ⅱ類・長野県絶滅危惧Ⅱ類）については、その保護に配慮するとともに生息環境の保全に努める。			—	ギフチョウ（飯田市天然記念物）・ヤマセミ（長野県絶滅危惧Ⅱ類）等の希少動物についてはその保護に配慮すると共に生息環境の保全に努める。		

表9 本質的価値を構成する諸要素ごとの考え方総括表 (2)

本質的価値を構成する諸要素		地区区分上の位置/保存管理の考え方				
		特別規制A地区	特別規制B地区	第1種規制地区	第2種規制地区	第3種規制地区
人文的要素	天龍峡碑	—	—	—	天龍峡については、碑面の清掃等の適切な管理を行い、き損した場合は適切に復旧し、必要に応じて周辺の修景を行う。また、その歴史的な価値を踏まえ、サイン計画等で位置付け公開活用する。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—
	天龍峡十勝と岩彫り	歸鷹崖・烟燭潭・仙牀磐・龍角峯・芙蓉峯の天龍峡十勝と岩彫りが際立つよう管理する。このため岩彫りを遮蔽する樹木等の除伐・剪定等を行い、周辺の植物を適切に管理する。岩彫りについては現状維持に努め、き損した場合は適切に復元・整備する。	垂竿磯・烏帽石の天龍峡十勝と岩彫りが際立つよう管理する。このため岩彫りを遮蔽する樹木等の除伐・剪定等を行い、周辺の植物を適切に管理する。岩彫りについては現状維持に努め、き損した場合は適切に復元・整備する。	浴鶴巖・樵庵洞の天龍峡十勝と岩彫りが際立つよう管理する。このため岩彫りを遮蔽する樹木等の除伐・剪定・枝打ち等を行い、周辺の植物を適切に管理する。岩彫りについては現状維持に努め、き損した場合は適切に復元・整備する。なお、この地区に所在する浴鶴巖については、崩落部分は除去せず適切に管理する。	—	—
	天龍峡に関連する石碑	—	—	天龍峡に関連する石碑類については、サイン計画等で位置付け公開活用する。また、き損した場合は適切に復旧し、必要に応じて周辺の修景を行う。標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。		
	川下り舟(船着場含む)	川下り舟については、名勝天龍峡の風致景観を十全に観賞できることが望ましいため、航路や船着場の設定について、関係機関との協議を検討する。		—	この地区に所在する川下り舟の船着場については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。改修・更新にあたっては、関係機関と協議の上、名勝との調和を十分に検討した規模・形態・色彩・材質のものとする。自然災害等により現在地の使用が不可能であると判断された場合は、景観や地形への影響を精査して適切な個所に復旧する。	—
	公園	—	—	—	第一公園・第二公園・第三公園・今村公園については、その歴史的な価値を踏まえ、本来の魅力を回復するための整備を行う。園内の遊歩道の改修、四阿・トイレ等の更新、標識類(案内看板・説明看板など)・道路安全施設(転落防止柵)等の必要な施設の設置に関しては、関係機関と協議の上、名勝との調和や対岸からの視線に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。現在使用されていない公園灯・ベンチ等の工作物は撤去する。	—
	遊歩道	—	—	遊歩道については、北半部・南半部それぞれの風致景観や遊歩道沿いに展開する価値を堪能することのできる整備を行う。遊歩道整備にあたっては、既存の遊歩道及び古道を活用し、標識類(案内看板・説明看板など)・道路安全施設(転落防止柵)・安全施設(落石防護柵など)・舗装・階段等の必要な施設の設置に関しては、関係機関と協議の上、名勝との調和や対岸からの眺望に十分配慮した規模・形態・色彩・材質とする。また、自然災害等により現在地の使用が不可能であると判断された場合は、周辺植生や地形への影響を精査して付け替える。	遊歩道については、北半部・南半部それぞれの風致景観や遊歩道沿いに展開する価値を堪能することのできる整備を行う。整備にあたっては既存の遊歩道を活用し、標識類(案内看板・説明看板など)・道路安全施設(転落防止柵)・安全施設(落石防護柵など)・舗装・階段等の必要な施設の設置に関しては、関係機関と協議の上、名勝との調和や対岸からの視線に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。また、自然災害等により現在地の使用が不可能であると判断された場合は、周辺植生や地形への影響を精査して付け替える。	この地区の遊歩道は、市道や県道を兼用している部分が多い。このため、遊歩道として安全に通行できる道路安全施設や標識類の整備が望ましい。
	主要な視点場	仙牀磐及び龍峡亭下の主要な視点場については、史料に基づきそれぞれの視点場の本質的な良さを引き出す方向で復元・整備する。復元・整備にあたっては、関係機関と協議の上、視点場からの眺望を阻害する景観支障木(タケ含む)の除伐・剪定等を行い、安全確保や標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和及び対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—	浴鶴巖南側の高地・龍角峯頂上・樵庵洞上の主要な視点場については、史料に基づきそれぞれの本質的な良さを引き出す方向で復元・整備する。復元・整備にあたっては、関係機関と協議の上、視点場からの眺望を阻害する景観支障木(タケ含む)の除伐・剪定等を行い、安全確保や標識等の工作物を設置する場合は、名勝との調和や対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—	姑射橋の視点場は現状維持とする。また、視点場からの眺望を阻害する景観支障木(タケ含む)は除伐・剪定等を行い、適切に管理する。
	古道	—	—	龍東道・お藤山道については、名勝の適切な保存管理及び公開活用を目的とする整備に活用する。整備にあたっては、周辺の自然環境や景観及び安全性に配慮するとともに、それぞれが持つ歴史的背景を考慮し、古道沿いに残る石積みや石碑等も活用する。また希少植物に影響のある場合は、近傍への移植を行う。	—	—

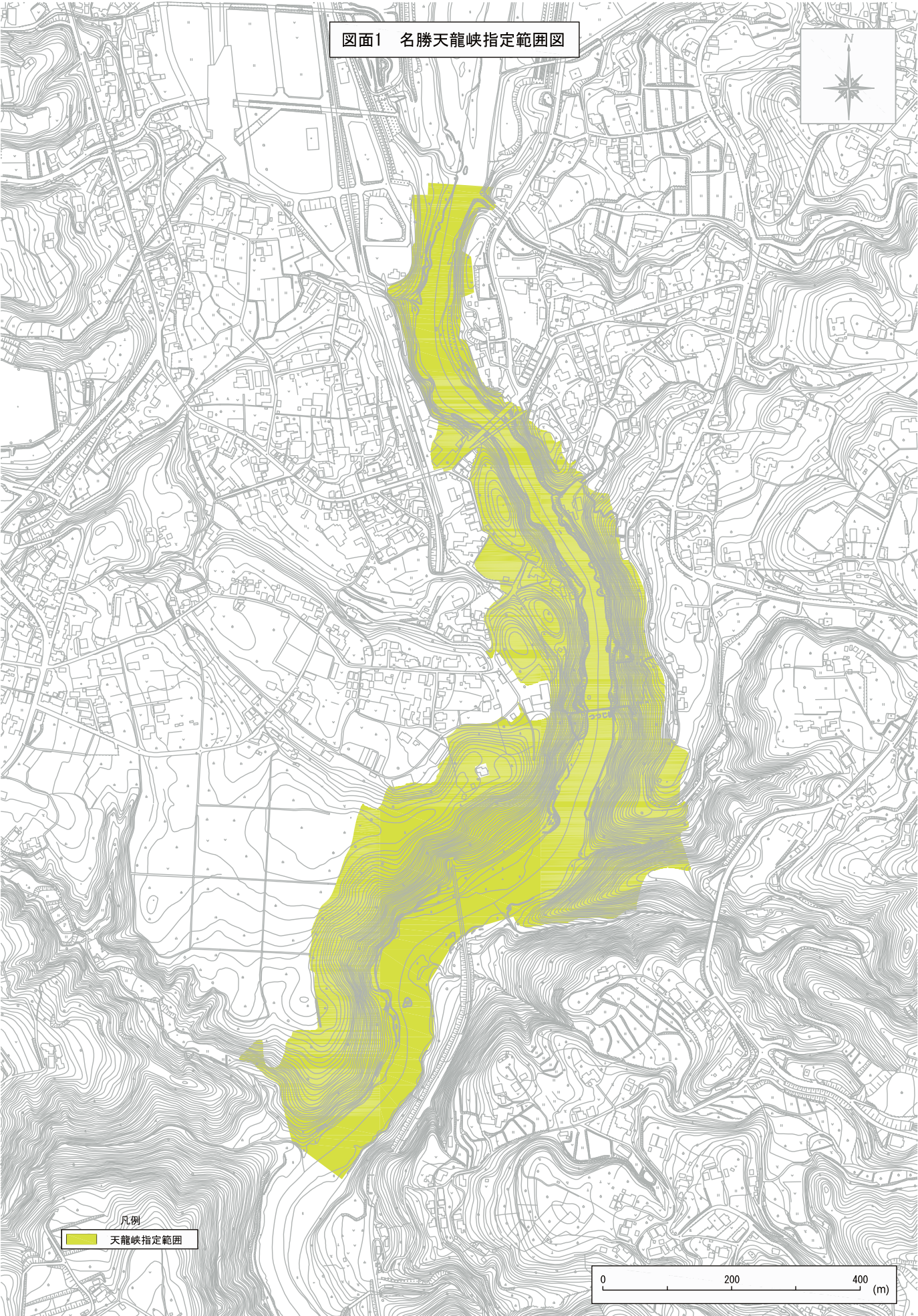
表10 本質的価値を構成する諸要素以外の要素ごとの考え方総括表

本質的価値を構成する諸要素以外の要素		地区区分上の位置/保存管理の考え方					
		特別規制A地区	特別規制B地区	第1種規制地区	第2種規制地区	第3種規制地区	
自然的要素	指定地内の小河川	—	—	大平沢川・紅葉川・松葉沢川については適切に維持管理し、改修にあたっては名勝の景観との調和に十分配慮すべく関係機関と協議する。	清水沢川・大畑沢川・音溝については適切に維持管理し、改修にあたっては名勝の景観との調和に十分配慮すべく関係機関と協議する。	—	
	植 物	スギ・ヒノキ植栽林・竹林	眺望や風致景観を阻害するスギ・ヒノキ植栽林や竹林は、周辺の景観への配慮やその特質を考慮した上で、関係者と協議して伐採・剪定等を目指す。				
		公園樹木・道路沿いの植栽	—	—	カエデ類等の遊歩道沿いの植栽については現状維持とし、剪定・下草刈り等の適切な管理を行う。枯損した場合、移入種は更新せず、景観に調和した郷土種による更新を行う。	第一公園・第二公園・第三公園・今村公園の公園樹木については、天龍峡の観光開発を伝える植物も多いことから、本来の魅力を回復するように剪定・下草刈り等の適切な管理を行う。枯損した場合、移入種は更新せず、景観に調和した郷土種による更新を行う。	市道・県道沿いのサクラ類・ツツジ類等の植栽については現状維持とし、剪定・下草刈り等の適切な管理を行う。枯損した場合、移入種は更新せず、景観に調和した郷土種による更新を行う。なお、姑射橋右岸の県道沿いに植栽されたアカマツについては安全性に配慮する。
外来種・移入種	外来種・移入種の植物については、駆除等の対策を検討実施する。						
人文的要素	神 社	—	—	—	地域の信仰に関連する田尻稻荷社は、宗教行為とも適切に調整を図りつつ、現状の形態を維持することに努め、き損した場合は適切に復旧・整備する。	—	
	石碑類	—	—	—	天龍峡に関連しない石碑類は、現状維持とし、更新にあたっては現在地で行う。	—	
社会的要素	建築物	宿泊施設・医院・個人住宅・公衆便所・四阿	—	—	建築物（家屋・四阿）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。また、更新にあたっては、名勝との調和を十分に検討した規模・形態・色彩・材質とする。名勝の景観を阻害している廃屋や付属する工作物は、関係者と協議し、撤去を検討する。	建築物（家屋・四阿）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。また、家屋の更新にあたっては、名勝との調和を十分に検討した規模・形態・色彩・材質のものとし、四阿の更新にあたっては既存の意匠を継承した規模・形態・色彩・材質とする。	建築物（宿泊施設・医院・住宅）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。また、更新にあたっては、名勝との調和を十分に検討した規模・形態・色彩・材質のものとする。
	道 路	県道・市道	—	—	—	道路（市道）及び付随する擁壁については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。更新にあたっては現在地で行い、擁壁は周辺の景観と調和したものとする。	道路（県道・市道）及び付随する擁壁については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。更新にあたっては現在地で行い、擁壁は周辺の景観と調和したものとする。
	道路安全施設	ガードレール・遊歩道の転落防止柵・進入防止柵	—	—	道路安全施設（遊歩道の転落防止柵・進入防止柵）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。また危険箇所を十分検討し、新設・更新を行う。新設・更新にあたっては名勝との調和や対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	市道沿いに設置された道路安全施設（ガードレール）については、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。更新にあたっては名勝との調和や対岸からの眺望に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—
	橋 梁	姑射橋・つつじ橋	地区の上空を通過する橋梁は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。つつじ橋の架け替えにあたっては現在位置とし、県道・歩道に関わる2本の橋梁の架け替えにあたっては現在位置で単一の橋梁とすることが望ましい。架け替え及び改修にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—	つつじ橋は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、架け替えにあたっては現在位置とする。また架け替え及び改修にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—	県道・遊歩道に関わる2本の橋梁は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。架け替え及び改修にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とするが、現在位置で単一の橋梁とすることが望ましい。
	鉄道軌道	鉄道軌道及び鉄橋	—	—	鉄道軌道及び鉄橋については、名勝の景観と調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。また鉄橋の架け替え及び改修にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—	—
	駐車場	駐車場及びその付帯施設	—	—	—	—	第一公園南側の駐車場は、来映者の用に供する施設であるため、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。改修にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に配慮したものとする。
	安全施設	落石防護柵・落石防護壁	—	—	安全施設（落石防護柵・落石防護壁等）については、名勝の景観と調和を図りつつ適切に維持管理する。周辺の景観に調和しない安全施設は修景を検討する。	—	—
	電気・通信施設	電柱・線路	—	—	名勝の風致景観にそぐわない電気・通信施設は修景等を検討する。	—	—
	市の所有する施設・土地	児童遊園・荒地	—	—	—	—	天龍峡児童遊園に関しては、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。また、姑射橋右岸側の市道に隣接する荒地については、北側からの天龍峡への入口にあたるため、名勝の公開活用に資する利用方法を検討する。
	工作物	建築物に付属する工作物	—	—	建築物に付属する工作物は名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。	—	—
		側溝	—	—	—	—	側溝は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。
		街灯・公園灯	—	—	街灯・公園灯は、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理し、更新は現在地で行うものとする。	—	—
		標識等	—	—	標識等は景観に配慮した規模・形状・色彩・材質の統一的なデザインとし、外国語の表記や動線に配慮した設置を行う。	—	—
屋外広告物		—	—	—	—	姑射橋東側の使用されていない屋外広告物は撤去を検討する	
計測機器		水位計や水位の看視機器等は、天竜川流域住民の生命を守るために必要な工作物のため、名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。	—	—	—	特別規制A地区と同様な考え方とする。	—
使用されていない工作物		—	—	現在使用されていない工作物はその歴史的価値に配慮しながら撤去を検討する。	公園内の現在使用されていない工作物（転落防止柵・街灯・擁壁等）は撤去を検討する。	—	—
その他の工作物	—	—	その他の工作物は名勝の景観との調和を図りつつ適切に維持管理する。	—	—	—	

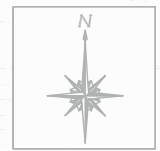
表11 地区区分ごとの現状変更等の取扱基準

		特別規制A地区	特別規制B地区	第1種規制地区	第2種規制地区	第3種規制地区
総 則		名勝の保存・活用を目的とするもの、河川管理上必要と認められるもの以外の現状変更等は原則として許容しない地区とする。	名勝の保存・活用を目的とするもの、河川管理上必要と認められるもの、その他公益上必要と認められるもの以外の現状変更等は原則として許容しない。	名勝の保存・活用を目的とするもの及び関係機関の協議によって公益上特に必要と認められるもの以外の現状変更等は原則として許容しない。	名勝の保存・活用を目的とするもの、公益上必要と認められるもの以外の現状変更等は原則として許容しない。	名勝の保存・活用に関わるもの及び地域住民の生活に関わるもので、風致景観に著しく支障をきたすもの以外の現状変更は許容する。
建築物の新築増改築・工作物等の設置	建築物の新築・増築・改築・建替	—	—	新築・増築については、名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許容しない。改築・建替については、原則として同一敷地内で既存建築物の高さの範囲内で行うものとする。建築物及び四阿・公衆便所の具体的な基準は表3・4による。なお、景観を阻害する廃屋等は除却し修景に努める。	新築・増築については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許可しない。改築・建替については、原則として同一敷地内で既存建築物の高さの範囲内で行うものとする。建築物及び四阿・公衆便所の具体的な基準は表3・4による。	新築については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許可しない。増築・改築・建替については原則として同一敷地内で既存建築物の高さの範囲内で行うものとする。建築物の具体的な基準は表3・4による。
	工作物の設置	工作物の設置を許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、川下り舟に関連するもの及び河川管理上必要と認められるもので、景観と調和したものはこの限りでない。標識類の具体的な設置基準は表6による。	工作物の設置を原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、川下り舟に関連するもの及び河川管理上必要と認められるもので、景観と調和したものはこの限りでない。標識類の具体的な設置基準は表6による。	工作物の設置については、名勝の景観にそぐわないものは許容しない。建築物に付属する工作物・街灯・側溝・その他の工作物（ベンチ等）は周囲の景観に調和したものとし、標識類の具体的な設置基準は表6による。現在使用されていない工作物は除却し修景に努める。		
	石碑等の設置	石碑等の設置については許容しない。		名勝の保存・活用以外の設置等については許可しない。		
地形改変・土木工事等	土地の形質の改変・土壌・岩石の採取	土地の形質を改変する行為、土壌・岩石の採取を原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、船着場の整備に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。	土地の形質を改変する行為、土壌・岩石の採取を原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、船着場の整備に関わるもの、河川管理上必要と認められるもの、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。	土地の形質を改変する行為、土壌・岩石の採取については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、その他公益上特に必要と認められるものについてはこの限りでない。		土地の形質を改変する行為、土壌・岩石の採取は最小限必要な範囲以外は原則として許容しない。
	地区内の天竜川上空を通過する施設の設置	地区内の天竜川上空を通過する施設（橋梁・電線等）の新設を許容しない。既存施設の改修・更新は、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	地区内の天竜川上空を通過する施設（橋梁・電線等）の新設を原則として許容しない。ただし、公益上特に必要と判断されるものであって、名勝の景観に最大限配慮したものに限り許容する場合もある。既存施設の改修・更新にあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—	—	—
	道路の新設・拡幅・改修	—	—	道路の新設・拡幅・改修については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの及び公益上特に必要と認められるもので、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮したものはこの限りでない。	道路の新設については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものはこの限りでない。既存道路の拡幅・改修及び歩道の設置については、必要最小限の範囲とする。道路の法面崩落防止用の擁壁は、コンクリートが露出しないように周辺の植生と調和した植物による緑化あるいは野面石積工等を用い、周囲の景観に調和したものとする。道路安全施設（ガードレール等）の具体的な設置基準は表5による。	
	橋梁の新設・改修・架け替え	—	—	橋梁の新設・改修・架け替えについては原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの及び公益上特に必要と認められるもので、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質のものはこの限りでない。	—	橋梁の新設については原則として許容しない。改修・架け替えは、関係機関と協議の上、名勝の景観に最大限配慮した規模・形態・色彩・材質とする。
	鉄道軌道の新設・改修・鉄橋の架け替え	—	—	鉄道軌道の新設については許可しない。既存の鉄道軌道の改修・鉄橋の架け替えにあたっては、関係機関と協議の上、名勝の景観に配慮した規模・形態・色彩・材質とする。	—	—
	公園整備	—	—	公園整備については原則として許容しない。	公園整備については現状の維持管理及び現在地での改修・更新以外は許容しない。公衆便所・四阿等の建築物及び転落防止柵等の安全施設の具体的な基準は表4・6による。	名勝の保存・活用を目的とする公園整備以外は許容しない。公衆便所・四阿等の建築物及び転落防止柵等の安全施設の具体的な基準は表4・6による。
	電気・通信施設の設置	電気・通信施設の設置を許容しない。ただし、安全確保の措置に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。	電気・通信施設の設置を原則として許容しない。ただし、安全確保の措置に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。	電気・通信施設の新設・増設については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許容しない。既存の電柱・線路の更新にあたっては景観に配慮した色彩とする。	新設・増設は、最小限必要な範囲で景観に配慮した色彩のもの以外は許容しない。	
	水道施設工事	水道施設工事については許容しない。		水道施設工事については既存施設の改修以外は許容しない。	新設・増設・改修については最小限必要な範囲以外は許容しない。	
	遊歩道の新設・改修	遊歩道の新設・改修については、名勝の保存・活用を目的とするもの以外は許容しない。ただし、前記の場合にあっても、関係機関と協議の上、名勝の景観に十分配慮することを条件とする。				
	崩落対策工事	崩落対策工事については来訪者や地域住民の人命を守る目的のもの以外は許容しない。落石防護柵・落石防護壁等の安全施設は、周囲の景観に調和した形態・色彩とする。				
河川改修	河川改修については、名勝の景観を阻害する工法による工事を許容しない。					
植物の採取 木竹の伐採 植栽	植物の採取	植物の採取については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、安全確保の措置に関わるものについてはこの限りでない。	植物の採取については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、安全確保の措置に関わるもの、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。	植物の採取については原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、安全確保の措置に関わるもの、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。		木竹の伐採については原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。家屋・宿泊施設敷地内の植物の採取・木竹の伐採については周囲の景観に配慮したものは許可しない。植栽は周囲の景観を損なわないように、移入種・外来種を持ち込まないことが望ましい。道路沿いの植栽の更新は、同一種もしくは郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。
	木竹の伐採	木竹の伐採については原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）についてはこの限りでない。	木竹の伐採については原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。	木竹の伐採については原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。		
	植栽	植栽については原則として許容しない。ただし、枯損した岩場の植物の補植、修景を目的とする植栽はこの限りでない。枯損した岩場の植物を補植する場合は同一種とする。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。	植栽については原則として許容しない。ただし、枯損した岩場の植物の補植、修景を目的とする植栽はこの限りでない。枯損した岩場の植物を補植する場合は同一種とする。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。	植栽については原則として許容しない。ただし、枯損した岩場の植物の補植、修景を目的とする植栽はこの限りでない。枯損した岩場の植物を補植する場合は同一種とする。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。	植栽については原則として許容しない。ただし、修景を目的とする植栽及び公園樹木の更新はこの限りでない。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とする。公園樹木の更新は同一種もしくは郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。	

図面1 名勝天龍峽指定範囲図



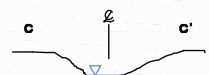
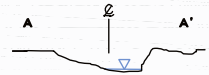
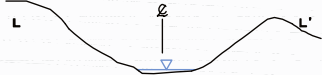
図面2 平面図・断面図



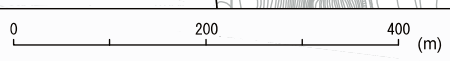
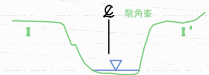
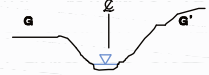
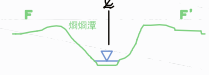
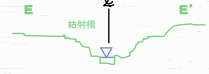
天龍峡指定範囲

	横断面・横断側線
	横断面・横断側線 (天龍峡十勝を含む)
▽	河川水面

ひらけた峡谷の始まり



狭隘な峡谷の始まり



図面3 地形・地質図



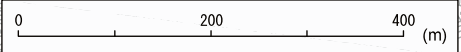
天龍峡指定範囲

9つの奇岩

①	垂竿磯	スイカンキ
②	鳥帽石	ウボウセキ
③	歸鷹崖	キヨウガイ
④	烟烟潭	アイアイタン
⑤	仙牀磐	センジョウバン
⑥	樵麻洞	ショウマドウ
⑦	芙蓉峯	フヨウドウ
⑧	龍角峯	リュウカクホウ
⑨	浴鶴巖	ヨクカクガン

地質別凡例

★	窟穴（ポットホール）
XXXX	生田花崗岩
	天竜峡花崗岩
.....	天竜峡花崗岩＋細粒輝緑岩ほか
	門島花崗岩



図面4 植物分布図



天龍峡指定範囲

名勝指定にある点在する植物 凡例

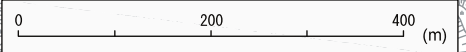
▲	サクラ類
▲	カエデ類
▲	ツツジ類 (サツキ・コバノミツバツツジほか)

希少植物 凡例

●	シュンラン自生地
●	ヤマユリ自生地
●	ヒトツボクロ自生地
●	ウスバサイシン自生地
●	クモキリソウ自生地
●	ミヤマウスラ自生地

林相 凡例

■	カワラハンノキ
■	ユキヤナギ・ネコヤナギ
■	ケヤキ林
■	アカマツ林 (自然林・二次林・植栽林)
■	コナラ・アベマキ・クヌギ林
■	アラカシ・コナラ林
■	スギ・ヒノキ植栽林
■	竹林
■	サクラ植栽林
■	開放水域
■	住宅地・広場等



図面5 哺乳類・爬虫類・両生類生息図



天龍峽指定範囲

哺乳類

▲	キツネ
▲	ノウサギ
▲	リス
▲	イノシシ
▲	タヌキ
▲	ニホンジカ
▲	アカネズミ
▲	テン

爬虫類

●	ニホンカナヘビ
●	ニホントカゲ
●	ヤマカガシ
●	アオダイショウ
●	シマヘビ
●	マムシ

両生類

■	アズマヒキガエル
■	ニホンアマガエル
■	ヤマアカガエル
■	カジカガエル
■	ツチガエル
■	シュレーゲルアオガエル

生息域別 色分け

■	河川・水辺域
■	樹林域
■	農耕地・草地・集落域

